

並行輸入自動車にかかる届出書面が変更になります

並行輸入自動車にかかる事前書面審査の届出において、令和3年7月以降に届出されるものから次の点が変更になりますので、お知らせします。

- ① 並行輸入自動車届出書（第1号様式（その2）、第2～6号様式）が変わります。
- ② 技術基準等が適用される並行輸入自動車について、新たに「技術基準等宣言書（第6号様式）」の提出を求めるとします。

※ 変更又は新たに定めた様式のWordデータについては、当機構ホームページのトップページ下段にあるアイコンからダウンロード可能です。

■並行輸入自動車の届出書様式のダウンロードURL

<https://www.naltec.go.jp/fkoifn00000011hj.html>



トップページを
下方にスクロール



左から2番目の
アイコンをクリック



※ 届出時に必要な添付資料については、当機構のホームページに掲載している審査事務規程別添3「並行輸入自動車審査要領」をご参照ください。

※ ご不明な点についてはお問い合わせください。



独立行政法人
自動車技術総合機構

National Agency for Automobile and Land Transport Technology

揭示期限 令和4年3月31日